

県北広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月25日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1（1） 路線名 一戸葛巻線
 - （2） 供用開始の区間 二戸郡一戸町姉帯字奥通16番5地先内
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで
-
- 2（1） 路線名 二戸軽米線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 二戸市福岡字鳥越13番地先から字作ケ久保186番4地先まで
 - イ 二戸市福岡字作ケ久保137番10地先から字夏間木183番4地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年3月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで